



2026年3月26日

各 位

会 社 名 ダントーホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 前 山 達 史
 (コード番号：5337 東証スタンダード)
 問合せ先 取締役総務部長 田 中 靖 久
 (TEL. 06-4795-5000)

上場維持基準への適合に向けた計画（改善期間入り）について

当社は、2025年12月31日時点（以下「基準日」という。）において、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準を満たしていないと判定されましたことから、下記の通り、上場維持基準への適合に向けた計画を策定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社の上場維持基準への適合状況及び改善期間

当社の基準日時点におけるスタンダード市場の上場基準への適合状況は、下表の通りであり、流通株式比率については基準に適合しておりません。当社は、流通株式比率に関しまして2026年12月末までに上場維持基準に適合できますよう、取り組みを進めて参ります。

なお、上場維持基準（流通株式比率）について、2026年12月31日までの改善期間内に適合していることが確認できなかった場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定されます。その後、当社が提出する2026年12月31日時点の分布状況表に基づく東京証券取引所の審査の結果、上場維持基準（流通株式比率）に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は2027年7月1日に上場廃止となります。

	株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率
当社の状況 (基準日時点)	2,283名	41,296単位	2,218,300,477円	12.3%
スタンダード市場 上場維持基準	400名	2,000単位	1,000,000,000円	25.0%
基準日時点の 適合状況	適合	適合	適合	不適合
改善期間	—	—	—	2026年12月末

※上表の当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況をもとに算出を行ったものです。

2. 上場維持基準への適合に向けた取り組みの基本方針、課題及び取り組み内容

(1) 基本方針

当社は、引き続き東京証券取引所スタンダード市場での上場を維持し、より一層企業価値が増大することを目指しておりますが、流通株式比率という指標でスタンダード市場の上場維持基準を満たしていないことが判明しました。この流通株式比率不適合を解消するために、今後、流通株式数が増加する施策の立案や取り組みを行って参ります。

(2) 課題及び取り組み内容

流通株式比率が上場維持基準の25%を上回るためには、基準日時点の数値で12.7%以上、流通株式数が増加することが課題となっております。

なお、当社の大株主であるTAT CAPITAL FUND LLCが、所有する当社株式2,030千株（所有株式数割合6.34%）を2025年6月30日以降2025年12月31日までの間において同社のカストディアンであるNATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）へ委託したことによって、NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLCの所有株式割合が14.33%となりました。

これによりNATIONAL FINANCIAL SERVICES LLCの所有株式割合が10%を超過して非流通株式に該当することとなったため、当社の流通株式比率が上場維持基準である25%を下回る結果となりました。

そのため、当社では、今後の取り組み内容として、当社の大株主であるTAT CAPITAL FUND LLCにご協力をお願いして、所有する全株式をNATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）とは別のカストディアンへと移管いただくこととしました。

この取り組みによって、NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLCの所有株式割合が10%未満となるため、2026年12月末の計画期間内に当社の流通株式比率が上場維持基準である25%以上を維持することが見込まれております。

この取り組みを踏まえた基準適合状況等に関して開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上